



第2次とよあけ

生涯学習☆アクションプラン

(2016年～2020年)

～ 学びあう心 “人づくり” “地域づくり”～



とよあけ市民大学「ひまわり」
1Day Summer School

豊明市教育委員会 生涯学習課

平成27年11月策定



豊明市民憲章

豊明発祥の地 若王子

文化を運んだ 鎌倉街道・東海道

伝説を語る 緑の二村山

産業を興した 治水の勅使池

乱を治めた 桶狭間古戦場

わたくしたちは、この豊かな自然と文化にはぐくまれながら、明日をめざして歩む豊明の市民です。

わたくしたちは、このまちの市民であることを自覚し、みんなの幸せと発展を願い、ここに市民憲章をさだめます。

- 1 郷土を愛し、住みよい緑のまちをつくりましょう。
- 1 勤労を尊び、健康で豊かなまちをつくりましょう。
- 1 教養を高め、スポーツに親しみ、明るいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、秩序ある平和なまちをつくりましょう。
- 1 健全な若い力のそだつ、伸びゆくまちをつくりましょう。

(昭和 52 年 10 月 15 日制定)

～ 目 次 ～

I 計画の策定にあたって

- 1.生涯学習とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- 2.計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
- 3.計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
- 4.「新しい公共」と生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2

II 生涯学習の基本目標と基本方針

- 1.基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3
- 2.基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3
 - 基本方針1 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり・・・・・・・・ p. 4
 - 基本方針2 家庭・地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
 - 基本方針3 スポーツ・文化を通じた生涯学習・・・・・・・・ p. 4
- 3.生涯学習施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5

III 施策・事業

- 基本方針1 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり・・・・・・・・ p. 6
 - 1) 市民が主役の生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 6
 - 2) ライフステージに応じた生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7
 - 3) 学習の機会と場の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 8
- 基本方針2 家庭・地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 10
 - 1) 家庭教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 10
 - 2) 地域での子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 11
 - 3) 地域と学校の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 12
- 基本方針3 スポーツ・文化を通じた生涯学習・・・・・・・・ p. 13
 - 1) スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 13
 - 2) 文化・芸術の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 14
 - 3) 文化財の保存・継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 14

IV 実施施策・事業と成果指標

1. 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 16
2. 家庭・地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 17
3. スポーツ・文化を通じた生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 18

V 資料偏

1. 生涯学習施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 20
2. 第2次とよあけ生涯学習アクションプラン策定委員会施設置要綱・・・・ p. 22
3. 第2次とよあけ生涯学習アクションプラン策定委員名簿・・・・・・・・ p. 24



県指定 無形民俗文化財 大脇梯子獅子

I 計画の策定にあたって

1. 生涯学習とは

「生涯学習」とは、一人ひとりが自分の人生を楽しく豊かにするために、生涯のいろいろな時期に、自発的意思に基づいて、自分に適した手段や方法を選びながら、生涯を通じて行う学習のことです。生涯学習には、家庭や学校で行われている基本的な教育活動から、趣味、教養、資格取得やスポーツ、芸術・ボランティア活動、地域づくり活動などのあらゆる学習活動が含まれています。

こうした生涯学習活動により、自分自身を育て、心豊かな生活を送ることができるとともに、学習で得た知識や技能を家庭、地域、学校などで生かすことが、地域全体の活性化につながることから、生涯学習社会の実現の重要性が高まっています。

★生涯学習の意義(平成18年版文部科学白書より)

「生涯学習」という言葉は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります。

また、「生涯学習社会」とは、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」（平成4年生涯学習審議会答申）ような社会であるとされています。18年12月に可決・成立した改正教育基本法第3条においても、新たに「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされており、「生涯学習の理念」として、生涯学習社会の実現に努めることが規定されています。

2. 計画策定の目的

経済のグローバル化、科学・情報技術の高度化、少子高齢化等の進展を背景に、それら社会変化に柔軟に対応して自己実現を図るとともに、その能力を活かして国家・社会の持続的発展に参画できる市民としての自己確立を果たすためには、生涯にわたり学習する事が必要とされ、行政もその支援はかせません。

そこで、豊明市教育委員会では、市民一人ひとりが互いに連携し、人づくり、地域づくりにつながる生涯学習が推進されるよう、生涯学習社会の進展に向けた基本的な考えを示す「第2次とよあけ生涯学習アクションプラン(2016年～2020年)」を策定しました。

3. 計画の位置づけ

第5次豊明市総合計画(2016年～2025年)は、政策マーケティングの手法を用い、市民と市の共通目標である「めざすまちの姿」を掲げています。生涯学習は、人々が幸福な人生を送りたいと願い、絵を描いたり、スポーツをしたり、本を読んだりという、日常の市民生活の全てです。この総合計画では、めざすまちの姿を実現するため、施策体系の「地域・市民生活」・「健康福祉」・「教育・歴史文化」のそれぞれのなかに「生涯学習」を位置づけています。

このように、第5次豊明市総合計画の人間の社会生活に関わる部分が、生涯学習であるといえます。本計画は市の様々な計画との接点に留意しつつ、相互の連携、調整を図りながら進めていきます。

4. 「新しい公共」と生涯学習

生涯学習の推進にあたっては、地域社会の課題に対して市民が自らの力を統合して解決に向かう自立した個人の育成や社会形成に参画する意識の涵養が求められています。「行政が主導して市民に学びの機会を提供する」ということから、自立した地域社会の形成のため、個人が主体となって社会に働きかけていくことを可能にする地域社会全体の教育力・学習力の向上に資することも欠かせないことです。

その意味で行政に依存しがちな発想を転換し、個人やNPO等の団体が社会形成に主体的に参画し、互いに支え合い、協力し合うという互助の精神に基づく、新しい「公共」の観点に視点を向けることが求められています。



平成27年 成人式

II 生涯学習の基本目標と基本方針

少子高齢化が進行し、人口減少社会の現実を前に、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていくことは緊喫の課題です。こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する“持続可能な社会構築”へと変革を進めていく上で、市民一人ひとりがあらゆる場面で十分に力を発揮でき、各個人のニーズに基づき学習し、その成果を社会に還元し社会全体の持続的な教育・学習に繋げていく生涯学習社会の基盤形成が求められています。

豊明市では、2016年から2025年までの10年間を計画期間とした第5次豊明市総合計画を策定中で、「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」をキャッチフレーズとしています。それらを踏まえつつ、生涯学習社会の基盤整備を視野に入れ、豊明市の生涯学習推進の目標・基本方針を次のとおり定めるものとします。

1. 基本目標 『 ～学びあう心“人づくり”“地域づくり”～ 』

学ぶことは、よりよく生きること。人は自らの自由な学びの中で、生きがいのある充実した生活を目指します。また、学んだ成果を一個人の生きがいとするだけでなく、家庭や地域において役立てることにより連帯感が深まることが期待されます。

市民一人ひとりがともに学び、教えあうことにより、その実現はより確かなものとなり、“人づくり”、“地域づくり”につながります。ここでは、そのような生涯学習を目標とします。

2. 基本方針

生涯学習の主役を市民とし、すべての市民が学習機会を自由に選択でき、その成果が地域社会に活かされるような生涯学習環境の実現に努めます。また、すべての市民が学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進め、学校・家庭・地域の連携のもと、人々が多様に学び、交流できる環境づくりに向けた支援を行い、スポーツ・文化交流活動の促進、文化財の保護と地域づくりへの一層の活用を図ります。

☆ 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり

☆ 家庭・地域の教育力の向上

☆ スポーツ・文化を通じた生涯学習

基本方針1 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり

自ら考え生き生きと生きる人生の実現を目指し、心身ともに健康に生きる知識や技能を市民一人ひとりが身に付け、活かし合うために、市民の多様な学習ニーズに応じた機会や場を提供し、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。また、自ら課題を見つけ、柔軟に思考し、他者との関係を築きつつ解決を図る知識、能力を育む市民の学びを支え、学習活動を促進します。

基本方針2 家庭・地域の教育力の向上

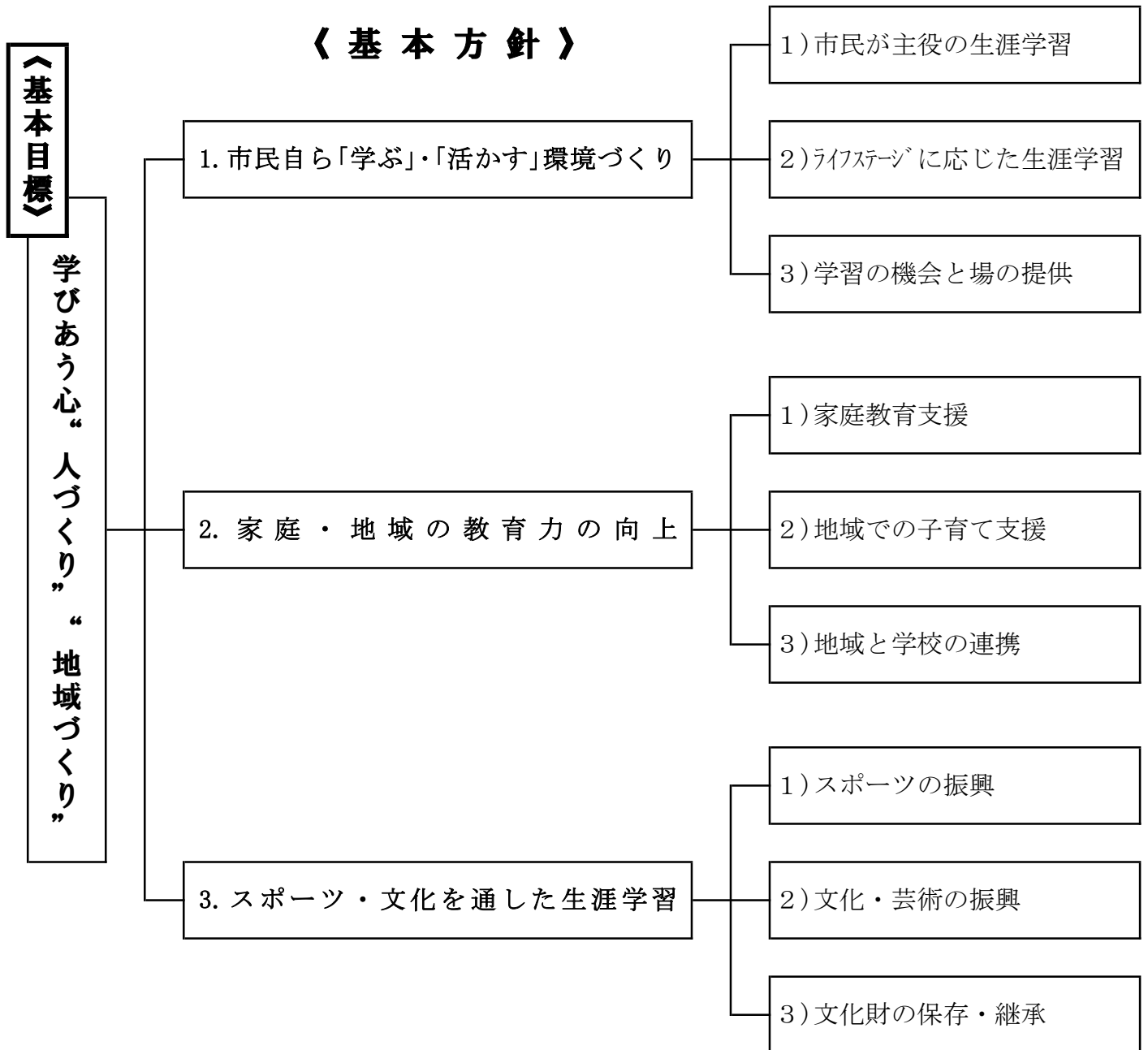
子どもは、学校や家庭、地域社会の人々との関わりを通して成長していきます。家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」や変化の激しい社会を生き抜くための力を育むために、家庭や地域社会とどう対応するかといった学習の機会や情報の提供を行うなど家庭教育力の向上を支援します。また、学校と地域が連携協働することにより、地域の教育力が向上するよう支援策を講じます。

基本方針3 スポーツ・文化を通じた生涯学習

地域社会の中で多様な人々とともに協働していくための基礎的能力として「前に踏み出す力」・「考え抜く力」・「チームで働く力」が必要だといわれます。それらは、スポーツ、文化活動、住民交流活動などの機会・場での学びを通して実施されます。そのため、全ての市民が日常的にスポーツに取り組める環境づくりを目指し、また、文化・芸術に対する感性を高め、ふるさとへの誇りと愛着を持てるように文化・芸術活動や文化財の保護活用を図り、次世代へと継承していきます。



3. 生涯学習施策の体系



基本方針1 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり

自ら考え生き生きと生きる人生の実現を目指し、心身ともに健康に生きる知識や技能を市民一人ひとりが身に付け、活かす合うために、市民の多様な学習ニーズに応じた機会や場を提供し、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。また、自ら課題を見つけ、柔軟に思考し、他者との関係を築きつつ解決を図る知識、能力を育む市民の学びを支え、学習活動を促進します。

1)市民が主役の生涯学習

変化の激しい社会を力強く生きていく力を身に付けていくことは、いずれも一人ひとりの努力や自発的な意思・意欲を基本としています。市民の主体的な学習活動を支援していきます。

『施策・事業』

とよあけ市民大学「ひまわり」(生涯学習課)

市民が主体となり、市民から湧き上がる「人を活かす」ための生涯学習活動を推進するため、とよあけ市民大学「ひまわり」の活動を支援します。



とよあけ市民大学「ひまわり」親子そば打ち教室

市民活動支援事業(市民協働課)

市民活動団体は、活力あるまちづくりを目指すために必要な協働の担い手です。彼らが主役となって地域自治活動の担い手となれるよう、取り組みを支援します。講座等を行い、団体のレベルアップを後押しします。また、市民活動情報サイトなどにて活動情報を紹介するとともに、市民活動室を設け、団体の活動拠点を提供します。加えて、事業運営の支援のため、活動に必要な備品の貸出を行います。

市民提案型まちづくり事業(市民協働課)

地域の課題を解決するために、市民活動団体が自主的に企画提案する公益的な事業を財政的に支援します。

2) ライフステージに応じた生涯学習

生涯にわたる学習活動を支援するにあたり、人が成長する各段階に応じて講座等を開催します。新たな学習への関心が次への学習意欲を引き出し、生涯を通じての生涯学習へと連動していきます。

『施策・事業』

青少年教育（生涯学習課）

青少年を健やかに育てるための環境を整えるため、「少年の主張」「成人式」「親子映画会」「放課後子ども教室」など、広く市民を対象とした事業を実施し意識啓発を図ります。

成人教育（生涯学習課）

社会情勢の変化に柔軟に対応でき、生涯にわたって学び続けることができるよう、社会が必要としている課題などを中心に、愛知教育大学、桜花学園大学、南山大学、中部大学及び藤田保健衛生大学との連携を深め、大学講座を開設します。

キャリア教育（生涯学習課）

子ども・若者のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、必要な資質や能力を育てることを目指すため、キャリアアップ講座を開設します。



話し方講座



右脳開発講座

高齢者向け教室（高齢者福祉課）

長寿社会の中、老人クラブ趣味講座・趣味教室・高齢者対象サークルなどの場を提供することにより自らの生きがいを見つけ、学習意欲を高めるなどの機会を支援します。

介護予防教室（高齢者福祉課）

長寿社会において、介護予防を含めて心身ともに健康であるために、食生活改善、筋力の維持、認知症予防等を目指して地域の施設で運動やレクリエーションを支援します。

中学生の職場体験（学校教育課・指導室）

中学生に働くことの大切さや大変さを体感させるとともに社会性を身に付けさせるため、学校と企業および公共施設が協働してキャリア教育を推進します。

小学生の「生きる力」の育み（学校教育課・指導室）

同学年、異学年、地域住民との交流の中で、人と関わる力やルールを守る態度、協調性、主体性、他者を思いやる心を育みます。

3) 学習の機会と場の提供

一人ひとりがそれぞれの目的やニーズに応じて、気軽に学習活動を行うことができるよう、生涯学習環境の整備・充実を図ります。

『施策・事業』

公民館講座（生涯学習課）

あらゆる機会に、あらゆる内容で、子どもから高齢者までの市民の学びたいという気持ちを大切に、知識や技術を高められ、なおかつ仲間づくりの機会にもできる講座を開設します。

公民館まつり（生涯学習課）

日ごろ培った趣味・教養・文化活動等の成果を、地域住民の皆さんに披露する機会を設けます。



パッチワークサークル



俳句会

デジタルデバイド(注)対策（生涯学習課）

コンピュータなどの情報機器が扱えないことによって不利益が生じないよう、公民館で初心者向けのパソコン教室を実施します。また、パソコン救急日を設定しパソコンの困りごと相談を行います。

(注) 情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差

出前講座（各課）

自主的に市政やまちづくりへの参加、情報収集の機会として活用していただくため、専門的知識・技術をもった職員が、地域の要請に応え、地域において講座を開設します。

施設利用（各課）

豊明文化広場、大蔵池陶芸の館、学校開放施設、都市公園等を生涯学習の場として活用します。また、施設の整備を検討するとともに、老朽化した施設については計画的に改修を図ります。

放課後子ども教室（生涯学習課）

放課後子ども教室と児童クラブの一体化を検討し、市内全校での実施を目指します。学習、体験、人とのふれあいの場所を提供します。



遊びの場



交流の場

手話奉仕員養成事業（社会福祉課）

市民が主体となり、聴覚障がい者等との交流活動の促進や意思疎通の円滑化、市の広報活動などの支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する手話奉仕員養成講座を実施します。

図書館活動（図書館）

市民の自主的な学習活動を支える生涯学習の中核施設として、図書などの資料や各種情報を収集整理し市民に提供します。また、学校や児童館などにて読み聞かせボランティアの活動範囲を拡げ、地域での読書活動を推進します。

基本方針2 家庭・地域の教育力の向上

子どもは、学校や家庭、地域社会の人々との関わりを通して成長していきます。家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」や変化の激しい社会を生き抜くための力を育むために、家庭や地域社会とどう対応するかといった学習の機会や情報の提供を行うなど家庭教育力の向上を支援します。また、学校と地域が連携協働することにより、地域の教育力が向上するよう支援策を講じます。

1) 家庭教育支援

地域とのつながりの希薄化や親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少など、子育てに不安や悩みを持つ保護者を支え、青少年の健全な育成を推進します。

『施策・事業』

家庭教育学級（生涯学習課）

家庭における教育力を高めるため、子育てに関する不安を軽減できる相談体制の充実や、親同士が情報交換をしながら子育てについて学び合うことのできる家庭教育学級を開催します。

親子ふれあい事業（各課）

親子が共に体験し、親子の絆を深めていくために、親子コーディネーショントレーニング、親子スポーツ、親子映画会、陶芸、工作、夏休み親子絵付け等を実施します。



絵付け教室



コーディネーショントレーニング

児童館地域健全育成事業（母親クラブ）（児童福祉課）

子どもの健やかな成長を目指し、地域住民の積極的な参加による、母親クラブ・子育てサークル等の活動を支援します。

妊娠期の事業（健康推進課）

妊娠期の教室や個別相談を実施することで、安心した妊娠期を過ごしてもらうために、妊婦及びその家族へ妊娠期から子育て期に必要な情報を提供します。また、保健センターの存在をPRします。

乳幼児期の子育て支援（健康推進課）

ゆったりとした気持ちで子どもと過ごす時間が増えるように、各種相談事業や子育てに関する教室等を開催します。

2) 地域での子育て支援

地域社会で異なる世代との交流や体験を通して、地域ぐるみで子どもが健やかに育まれるよう支援します。

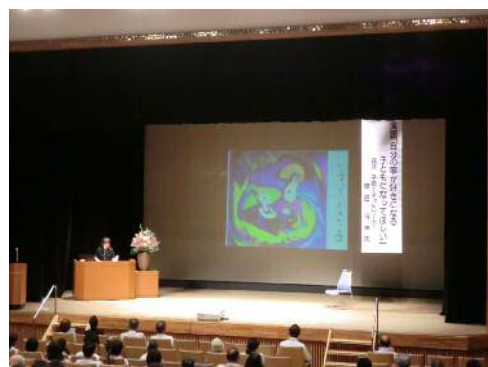
『施策・事業』

家庭教育推進市民大会（生涯学習課）

家庭教育に対する関心を一層高めるため、家庭教育推進市民大会を開催します。また、中学生による「少年の主張」を通して、今の子どもたちの思いや考えを、参加した地域の代表者・市民が地域行事などに活かしていきます。



少年の主張



講演会

青少年健全育成事業（生涯学習課）

青少年の健全育成のため、青少年健全育成推進員、地区青少年健全育成推進委員会等の組織力を活かし、指導支援体制の整備、意識啓発などの事業を学校・家庭・地域と連携し推進します。また、さわやかひと声運動にも活かしていきます。

地域子育て支援センター（児童福祉課）

育児不安や育児ストレスを抱く親を対象に相談事業を行ったり、親同士の情報交換の場としたり、子育てのワンポイントアドバイスをしたりして、孤立しがちな子育て中の親を支援します。

3) 地域と学校の連携

学校と地域との連携、協力関係を深めることにより、地域の教育力を活かして子どもたちの成長を支援します。

『施策・事業』

スポーツクラブ・文化系ジュニアクラブ（生涯学習課）

地域の指導者が継続的に子どもたちを指導することによって、子どもたちにとって地域がより身近な存在になることを目指し、地域に根ざしたクラブを育成します。

大学との連携（再掲：生涯学習課）

愛知教育大学、桜花学園大学、南山大学、中部大学及び藤田保健衛生大学との連携を深め、生涯学習の推進に努めます。



大学市民講座(対象:中学生)



放課後子ども教室訪問実験

子どもの安心安全地域連携事業（学校教育課・指導室）

学校・家庭・地域が連携し、子どもの安全と安心を守るため、通学路や地域の防犯活動を推進して地域と子どもの絆を深めます。

さわやかひと声運動（学校教育課・指導室）

登校時や下校時に通学路等で地域の人たちの協力を得て、子どもたちに「おはよう・いってらっしゃい」「こんにちは・おかえりなさい」の声かけを持続的に行うことにより、子どもたちと触れ合いながら絆を深めます。

基本方針3 スポーツ・文化を通じた生涯学習

地域社会の中で多様な人々とともに協働していくための基礎的能力として「前に踏み出す力」・「考え抜く力」・「チームで働く力」が必要だといわれます。それらは、スポーツ、文化活動、住民交流活動などの機会・場での学びを通して実施されます。そのため、全ての市民が日常的にスポーツに取り組める環境づくりを目指し、また、文化・芸術に対する感性を高め、ふるさとへの誇りと愛着を持てるように文化・芸術活動や文化財の保護活用を図り、次世代へと継承していきます。

1) スポーツの振興 ※「豊明市スポーツ推進計画」に委ねる。

スポーツ、レクリエーション活動に対して、一人ひとりの体力や年齢、目的などに応じ、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、仲間づくりや交流活動を促進します。

『施策・事業』

福祉体育館及び体育施設活動（生涯学習課）

スポーツ活動の振興を図るため、スポーツに取り組む各種団体の自主的な活動を支援するとともに、各種団体と連携・協働した取り組みを積極的に実施し、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、指定管理者との連携を図ります。



スポーツイベント



スポーツ教室

地域総合型スポーツクラブ（生涯学習課）

市民が主体となって運営を行い、地域に根ざしたスポーツ活動の拠点となるよう、支援していきます。

コーディネーショントレーニング（再掲：生涯学習課）

身体と脳、神経系統のバランスのよい発育を促し、運動の習得効果を高めるトレーニング法を取り入れ、体を動かすことの楽しさを伝えていきます。

2)文化・芸術の振興

美術、音楽などの創作・発表活動への支援や場の提供など、文化活動への参加機会の充実と文化意識の高揚を図り、活動のきっかけづくりに努めます。

『施策・事業』

市民参加型自主事業（生涯学習課）

音楽や芸術に触れる機会を提供していきます。また、市民参加型事業を実施し、市内で文化芸術活動をする団体等への活動支援をします。

市民文化講座（生涯学習課）

市民に文化に触れる機会の提供と文化意識の向上を図るため、文化講座を開設します。

文化系ジュニアクラブ（再掲：生涯学習課）

囲碁、華道、装道など、生活の中に長く取り入れられてきた日本の伝統文化に触れる機会を提供します。



CJC自主事業「日本の伝統文化を体験しよう」

3)文化財の保存・継承

地域独自の文化財を後世に継承していくため、関係団体との連携を深めます。また、指定文化財の公開・見学する機会を設け、市民の文化財に対する意識の高揚を図ります。

『施策・事業』

文化財講座（生涯学習課）

市民の郷土への理解を深め、次世代へ歴史を伝えるため、文化財等を学ぶ機会を提供します。

歴史民俗資料室の公開（生涯学習課）

豊明の歴史・文化についての学習や情報提供として、常設展や企画展などを開催します。

文化財の保護（生涯学習課）

郷土の歴史、文化を継承するため、国指定史跡「桶狭間古戦場」をはじめ、国・県・市指定を含む市内の有形無形文化財や天然記念物の保護・保全を推進します。また、地域の祭囃子伝承など、地域の大人と次世代に引き継ぐ子どもたちへの活動を支援します。

ナガバノイシモチソウ及び大狭間湿地の一般公開（生涯学習課）

ナガバノイシモチソウや希少性の高い湿地植物などを一般公開し、自然環境保護の重要性について学ぶ機会を提供します。



県指定天然記念物 ナガバノイシモチソウ 一般公開

IV 実施施策・事業と成果指標

1. 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり

施策・事業	指標の名称	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	実施計画事業 所管課
とよあけ市民大学 「ひまわり」	50 歳未満 受講者数	381 人	450 人	生涯学習課
市民活動支援事業	市民活動情報サイ ト登録団体数	167 団体	190 団体	市民協働課
市民提案型 まちづくり事業	実施事業数	7 事業	16 事業	市民協働課
青少年教育	成人式出席率	79%	85%	生涯学習課
成人教育	講座受講者満足度	68%	80%	生涯学習課
キャリア教育	講座受講者満足度	73%	80%	生涯学習課
高齢者向け教室	参加人数	288 人	430 人	高齢者福祉課
介護予防教室	参加者数	1,708 人	2,500 人	高齢者福祉課
中学生の職場体験	—	—	—	学校教育課 指導室
小学生の「生きる 力」の育み	—	—	—	学校教育課 指導室
公民館講座	受講者満足度	79%	85%	生涯学習課
公民館まつり	参加者数	682 人	1,000 人	生涯学習課
デジタルデバイド 対策	パソコン教室 受講者数	21 人	30 人	生涯学習課
出前講座	受講者満足度	61%	80%	各 課
施設利用	—	—	—	各 課
放課後子ども教室	実施校	5 校	9 校	生涯学習課
手話奉仕員養成 事業	研修修了者数	0 人	3 人	社会福祉課
図書館活動	児童書貸出冊数	162,121 冊	165,500 冊	図書館

2. 家庭・地域の教育力の向上

施策・事業	指標の名称	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	実施計画事業 所管課
家庭教育学級	学級生人数	229 人	300 人	生涯学習課
親子ふれあい事業	参加者数	1,279 人	1,500 人	各 課
児童館地域健全育成 事業(母親クラブ)	登録者数	89 人	現状値以上	児童福祉課
妊娠期の事業	参加者数	281 人	300 人	健康推進課
乳幼児期の子育て 支援	乳幼児健診における心の余裕 を問う問診への「いいえ」回答 の数	36 人	30 人(注)	健康推進課
家庭教育推進市民 大会	参加者数	269 人	300 人	生涯学習課
青少年健全育成 事業	中学生の参加率	6.5%	20%	生涯学習課
地域子育て支援 センター	利用者数	32,684 人	32,700 人	児童福祉課
ｽﾎｰｸﾗﾌﾞ・ 文化系ｼﾞｬﾈﾗｸﾗﾌﾞ	指導者数	94 人	100 人	生涯学習課
大学との連携	連携大学数	5 校	9 校	生涯学習課
子どもの安心安全 地域連携事業	—	—	—	学校教育課 指 導 室
さわやかひと声 運動	—	—	—	学校教育課 指 導 室

※(注) 成果指標により、目標値が現状値より低く設定されています。



3. スポーツ・文化を通じた生涯学習

施策・事業	指標の名称	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	実施計画事業 所管課
福祉体育館及び 体育施設活動	成人の週 1 回以上 のスポーツ実施率	35.5%	50%以上	生涯学習課
地域総合型スポー ツクラブ	認知度	8%	30%	生涯学習課
コーディネーショ ントレーニング	参加者数	94 人	現状値以上	生涯学習課
市民参加型自主 事業	入場者数	2,300 人	2,530 人	生涯学習課
市民文化講座	受講者数	620 人	680 人	生涯学習課
文化系ジ ュニアクラブ	会員数	211 人	230 人	生涯学習課
文化財講座	受講者数	80 人	120 人	生涯学習課
歴史民俗資料室の 公開	見学者数	618 人	740 人	生涯学習課
文化財の保護	指定文化財件数	21 件	25 件	生涯学習課
ナガバノイシモチソウ及 び大狭間湿地の一般公開	見学者数	405 人	450 人	生涯学習課



資料編

資料1
生涯学習施設一覧表

資料2
第2次とよあけ生涯学習アクションプラン策定委員会設置要綱

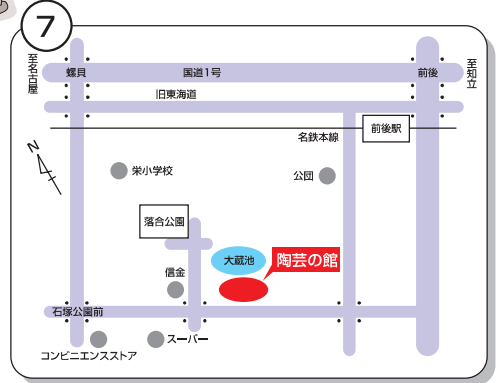
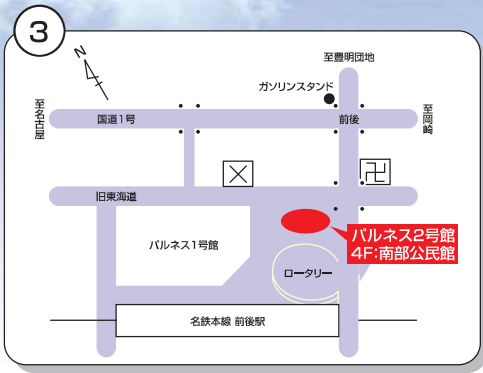
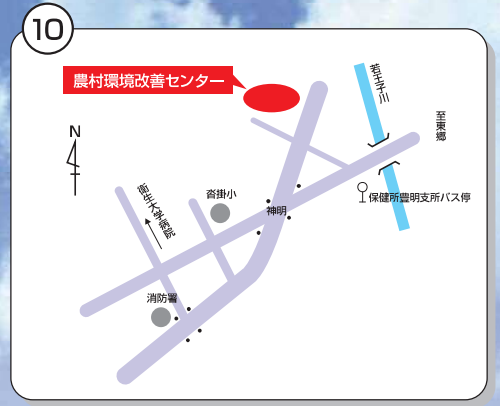
資料3
第2次とよあけ生涯学習アクションプラン策定委員名簿

資料1

生涯学習施設一覧表

番号	施設名	電話番号	郵便番号	住所
①	豊明市役所	92-1111(代)	470-1195	新田町子持松1-1
②	中央公民館	92-8317(生涯学習課内)	470-1195	//
③	南部公民館	98-1207	470-1151	前後町善江1737
④	図書館	92-4946	470-1121	西川町横井4-11
⑤	図書館栄分室(栄小学校内)	96-0084	470-1154	新栄町二丁目295
⑥	文化会館	93-3310	470-1121	西川町広原28-1
⑦	陶芸の館	97-4348	470-1154	新栄町三丁目460
⑧	福祉体育館	93-5001	470-1123	西川町笹原26-1
⑨	老人福祉センター(福祉体育館内)	93-6907	470-1123	//
⑩	農村環境改善センター	93-4401	470-1101	沓掛町石畑141
⑪	保健センター	93-1611	470-1121	西川町島原11-14
⑫	勅使会館	93-7555	470-1102	沓掛町勅使1-1
⑬	総合福祉会館	93-5051(社会福祉協議会)	470-1116	新田町吉池18-3
⑭	豊明勤労会館	93-6480	470-1116	新田町吉池18-8
⑮	歴史民俗資料室(唐竹小学校内)	92-8317(生涯学習課内)	470-1131	二村台1丁目27
⑯	双峰地域学習施設二村会館 (双峰小学校内)	92-8317(生涯学習課内) 92-7414	470-1131	二村台7丁目3
⑰	中央児童館(福祉体育館内)	93-6601	470-1123	西川町笹原26-1
⑱	南部児童館	97-7575	470-1161	栄町山ノ田112
⑲	二村児童館	92-3465	470-1121	西川町横井4-13
⑳	北部児童館	92-3337	470-1107	沓掛町泉153-4
㉑	西部児童館	98-2200	470-1168	栄町南館316-2
㉒	ひまわり児童館	97-4331	470-1162	栄町上姥子3-213
㉓	コスモス児童館	95-2529	470-1112	新田町南山82
㉔	大宮児童館	93-8808	470-1151	前後町宮前1487-9
㉕	ファミリーサポートセンター (内山保育園内)	98-1113	470-1165	栄町内山67-5
㉖	子育て支援センター すまいる(内山保育園内)	98-2552	470-1165	栄町内山67-5
㉗	小規模支援センター ともとも(東部保育園内)	95-0160	470-1101	沓掛町柿ノ木3
㉘	小規模支援センター あおいとり(青い鳥保育園内)	92-6664	470-1126	三崎町高鴨1-1

各施設のご案内。



資料2

第2次とよあけ生涯学習アクションプラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊明市の生涯学習に関して、基本的な方針及び総合的かつ効果的な施策をまとめ、第2次とよあけ生涯学習アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を策定するため、アクションプラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) アクションプランの策定に関する事務
- (2) その他生涯学習の推進に関する事務

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる課等の職員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、豊明市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策課

市民協働課

社会福祉課

高齢者福祉課

児童福祉課

健康推進課

産業振興課

学校教育課

指導室

生涯学習課

図書館

資料3

第2次とよあけ生涯学習アクションプラン策定委員名簿

役職	所属	氏名
委員長	生涯学習課	樋口進
委員	企画政策課	小川正寿
委員	市民協働課	浦倫彰
委員	社会福祉課	濱島早代江
委員	高齢者福祉課	望月典子
委員	児童福祉課	栗田さや香
委員	健康推進課	徳田鈴香
委員	産業振興課	梅本憲
委員	学校教育課	柴橋佳幸
委員	指導室	小崎真
委員	図書館	釜田純
委員	生涯学習課	塚本由佳
委員	〃	水野好枝
委員	〃	高垣茂晴

■策定委員会の様子



第2次とよあけ生涯学習

アクションプラン（2016年～2020年）

発行：豊明市教育委員会 生涯学習課

住所：〒470-1195

愛知県豊明市新田町子持松1番地1

TEL：0562-92-8317 FAX：0562-93-8105

発行年月：平成27年11月